

村において慣例とか、口約束とかで行  
われている趣がみられる。

○条例、規則の根拠法令またはこれに  
対する理解または必要感が乏しいとい  
うところに問題があるようである。

○各市町村の予算編成の際、教育委員  
会がどのような立場にあるか、また正  
規の任務をどう果すかについては長側  
にも委員会側にも明確を欠く面がみら  
れる。

○ことに予算執行についての委任または  
補助執行の手続きがとられていない  
市町村が極めて多く、それに関する事  
務が滞滞して現場の教育活動を低下さ  
せている現状もまま見られる。

## 二 研修行事の概要

- (1) 研究主題  
○市町村委員会の教育予算編成に関する  
意見提出をどうすればよいか。  
○市町村委員会は学校管理をどのように  
に行いよいか。  
○市町村委員会の事務局強化をどうす  
ればよいか。  
(2) 地区、会場、期日  
○会津地区 若松市 10月17日  
○県北地区 二本松町 10月22日  
○浜通地区 浪江市 10月25日  
○県南地区 熱海町 10月28日  
(3) 参加者  
○教育長および事務局職員  
○会津地区 八〇名

(4) 指導者  
○文部省初中局地方課  
○県教委秘書室  
○主事 湯上二郎  
○室長 三本杉国雄  
○外事務局職員 計七名

(5) 反省  
○企画運営共に出張所行政主任の協力

# 第二章 教育財政

## 第一節 県財政と教育費の関係はどうなつてゐるか

○地方財政の赤字を解消し、健全財政の  
地方自治を確立することは、昭和二十九  
年前後から中央、地方を通じての緊急な  
政治課題の一つであった。

○そのため、国は地方財政再建促進特別  
措置法を公布したが、本県もこの法律の  
適用をうけて二年目、昭和三十一年度決  
算にみる概況は、最終予算に対しても九八  
・九一%の決算額であった。

○このうち、教育委員会所管の経費につ  
いてみると、県予算総額の三三%を超  
えてみると、県予算総額の三三%を超  
え、決算においてはさらにこれを上回っ  
た。しかししながら、教育費の九三・七七%  
は人件費であり、物件費とその他の経費  
を除く投資的経費は三・八〇%に過ぎ  
なかつた。

を得たので立案、運営共に円滑かつ効  
果的であった。

○研修資料をじゅうぶん用意したのは  
効果的であった。

○教育長の研修内容と事務局職員の研  
修内容とがじゅうぶん吟味されること  
が必要である。

○市町村教委に対する指導、助言上の  
問題点  
(1) 事務局構成の適正化。  
(2) 財務事務処理の合理化

## (3) 委員会の職務権限の明確化

### 三 結び

○勤務評定その他相づぐ教育上の問題が  
続出している最近の情勢からして真にあ  
らゆる面からの不当な支配を排除し、し  
かも地方自治の教育行政をどうすすめて  
いくか、とかく任命委員制度に対する批  
判のある今日県教委、市町村教委が一体  
となって新法の趣旨実現に努めなければ  
ならない。

○以下昭和三十一年度決算の詳細と昭和  
三十二年度現計予算および昭和三十三年  
度予算についてその概況を述べる。

○昭和三十一年度の決算概況は、福島盲  
ろう学校の火災による災害復旧事業費を除くと三・  
二六%である。

## 第二節 昭和三十一年度の教育費

○昭和三十一年度の決算概況は、福島盲  
ろう学校の火災による災害復旧事業費を除くと三・  
二六%である。また、主なる経費について  
前年度と対比してみると、  
前年度との差増  
率  
基 本 納  
手 当  
旅 費  
需 用 費  
補 助 及 交 付 金  
普 通 建 設 費  
災 害 復 旧 費  
消 費 的 経 費  
人 件 費  
物 件 費  
そ の 他  
授 資 的 経 費